資料5

平成22年度の補助事業の概要

(畜産業振興事業)

目 次

Ι		営安定対策	
		資源循環型酪農推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
		加工原料乳生産者経営安定対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
		肉用牛繁殖経営支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
		肉用牛肥育経営安定対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	;	養豚経営安定対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
П	生	乳・鶏卵の緊急需給安定対策	
		生乳需要創出緊急対策支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	:	鶏卵需給安定緊急支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Ш	そ	の他対策	
	1	酪農・乳業関係	
		多様な酪農経営実現支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	٤
		酪農経営安定化支援ヘルパー事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	S
		牛乳乳製品消費拡大特別事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	C
		乳業再編整備等対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
	2	肉用牛・養豚・食肉等流通関係	
		多様な肉用牛経営実現支援事業・・・・・・・・・・・・・・・1	2
		地域養豚振興特別対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
		国産食肉需要構造改善対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	4
		食肉等流通合理化総合対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	5
		食肉流通改善総合対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	
	3	飼料・環境関係	
		国産飼料資源活用促進総合対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・1	8
		家畜排せつ物利活用推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	S
	4	資金・リース対策	
		畜産高度化支援リース事業・・・・・・・・・・・・・・2	C
		家畜飼料特別支援資金融通事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	1
		大家畜・養豚特別資金融通事業・・・・・・・・・・・・・・・2	2
		家畜疾病経営維持資金融通事業・・・・・・・・・・・・・・・・2	3
	5	安心確保ほか	
		肉骨粉適正処分対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	4
		家畜防疫互助基金造成等支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	5
		国産畜産物安心確保等支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	6

資源循環型酪農推進事業

1 事業の目的

酪農においては、個々の経営体が「畜産環境問題に適切に対応し得る飼料基盤」を有し、さらに環境保全、飼料自給率の向上に取り組むことにより、自然循環機能の維持増進を図り持続性の高い生産構造を確立する必要がある。

このため、飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を実施する生産者を支援する。

2 事業の内容

経産牛1頭当たりの飼料作付面積が基準面積(北海道40a/頭、都府県10a/頭)以上の生産者に対し、以下の取組を実践する場合に飼料作物作付面積に応じた奨励金を交付する。

- (1)環境保全、飼料自給率の向上に資する取組みを実施する酪農経営への支援 (下記の取組みのうち、いずれか一つ)
 - ・デントコーン・ソルガムの作付かつスラリーの土中施用の実施
 - ・不耕起栽培の実施かつスラリーの土中施用の実施
 - ・無化学肥料栽培の実施
 - ・無農薬栽培の実施
 - ・緩衝帯の設置による環境保全
 - ・その他都道府県知事が特別に認める取組みの実施
 - @ 7, 500円/ha
- (2)(1)の取組みに加え、飼養管理の変更による一層の環境負荷軽減、飼料 自給率向上に取り組む酪農経営への支援

(下記の取組みのうち、いずれか一つ)

- ・濃厚飼料給与量の低減
- ・経産牛飼養頭数の削減
- ・放牧の実施
- TMR (完全混合飼料)給与の実施
- ・自動給餌機を利用した国産粗飼料の給与の実施
- @ 8, 000円/ha
- (3)(1)の取組みに加え、飼料作付面積を前年度に比べ5%以上拡大する酪 農経営(前年度事業参加者に限る)への支援 @3,000円/ha
- 3 事業実施主体 指定生乳生産者団体等、(社)中央酪農会議
- 4 所要額(補助率) 6,446百万円(定額)

加工原料乳生産者経営安定対策事業

1 事業の目的

加工原料乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の拠出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補てんし、加工原料乳生産者補給金制度と一体となって、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

2 事業の内容

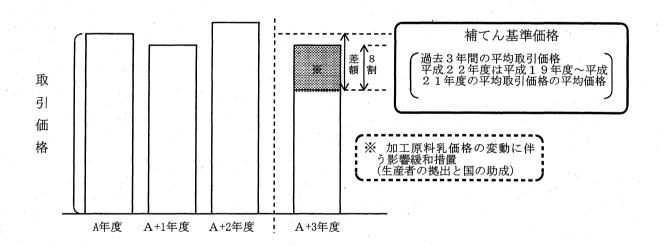
加工原料乳価格が補てん基準価格(過去3年間の平均取引価格)を下回った場合に、加工原料乳の生産者に補てん金(差額の8割)を交付する。

- 3 事業実施主体 指定生乳生産者団体等
- 4 基金規模 8,000百万円(うち国費3/4)

(参考)

加工原料乳生産者経営安定対策の具体的な仕組み

- ① 事業実施期間:平成22~24年度(3年間)
- ② 補てん基準価格:全国の過去3年間の平均取引価格
- ③ 補てん割合:補てん基準価格と取引価格(全国平均)の差額の8割



肉用牛繁殖経営支援事業(新規)

1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため資本回転率が低く多額の運転 資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

このため、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の8割水準を下回った場合に差額の一部を補てんすることにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛 繁殖経営基盤の安定を図る。

2 事業の内容

肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が発動基準(家族労働費の8割を補償するものとして設定)を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、発動基準を下回った額の3/4を交付する。

①対象品種

: 黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種

②発動基準

品種黒毛和種褐毛和種その他の肉専用種発動基準38万円35万円25万円

③交付金単価

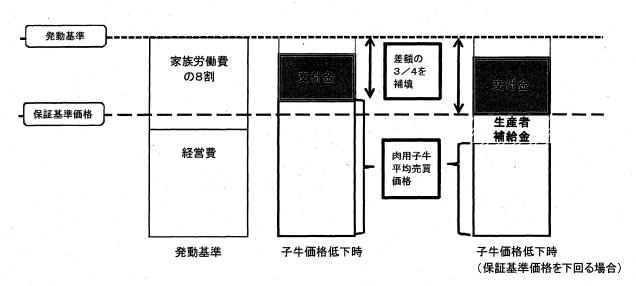
: 発動基準と平均売買価格(ただし、平均売買価格が保証基準価格を

下回る場合は保証基準価格)の差額の3/4

④対象子牛

: 肉用子牛生産者補給金制度の契約肉用子牛

⑤事業実施期間:平成22~24年度(3年間)



- 3 事業実施主体 指定協会(都道府県肉用子牛価格安定基金協会)、民間団体
- 4 所要額(補助率) 14,243百万円(定額)

肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新規)

一 新マルキンの創設 -

1 事業の目的

肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の拠出と国の助成により造成した 基金から、粗収益と生産費との差額の8割を補てんすることにより、肉用牛肥育経営の 安定を図る。

2 事業の内容

四半期ごとの肥育牛1頭当たりの粗収益(全国平均)が生産費(全国平均)を下回った場合に、肥育牛生産者に補てん金を交付する。

① 拠出割合

生產者: 国=1:3

② 事業実施期間

平成22~24年度(3年間)

③ 補てん割合

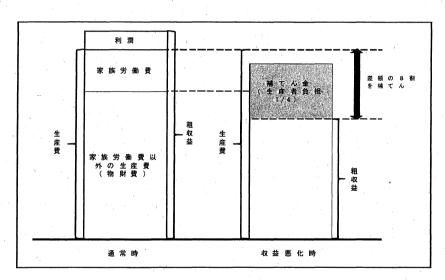
1頭当たりの生産費と粗収益との差額分の8割

④ 対象品種

肉専用種、交雑種、乳用種の3区分

⑤ 対象者

肉用牛肥育経営者



3 事業実施主体

民間団体、都道府県域を範囲とする民法法人

4 所要額(補助率)

84,636百万円(定額、3/4以内)

養豚経営安定対策事業 (新規)

1 事業の目的

豚枝肉価格の低下、生産コストの上昇等により、養豚経営の収益性は悪化している状況にある。

このため、豚枝肉価格が、生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、肉豚生産者に対して、その差額の8割を補てんすることにより、養豚経営の安定を図る。

2 事業内容

豚枝肉の全国平均価格が、生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、肉豚生産者に対して、補てん金を交付する。

① 拠出割合

生產者:国=1:1

② 事業実施期間

平成22~24年度(3年間)

③ 補てん割合

枝肉価格と保証基準価格との差額分の8割

④ 対象者

養豚経営者(耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に

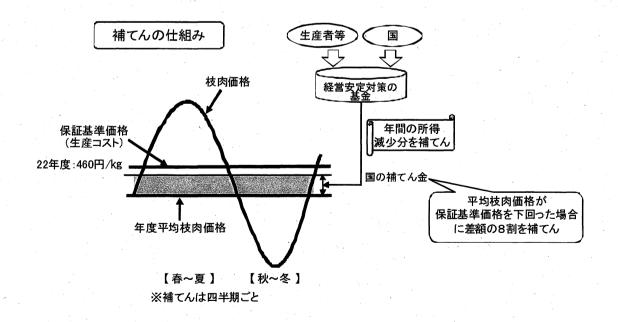
努めようとする者)

3 事業実施主体

都道府県域を範囲とする民法法人

4 所要額(補助率)

9,889百万円(1/2以内、定額)



生乳需要創出緊急対策支援事業(新規)

1 事業の目的

チーズ、生クリーム等液状乳製品、脱脂乳向け生乳の需要を創出し、生乳需給の安定を図るための生産者団体の緊急的な取組を支援する。

2 事業の内容

(1) 国産チーズ需要創出緊急対策

チーズ向け生乳について、基準となる数量<u>*を上回って供給した場合に25円/kgを交付</u>する。(※過去3年平均の供給数量に国産チーズ供給拡大対策事業の奨励金交付対象数量を加えた数量)

(2) 液状乳製品需要創出緊急対策

液状乳製品(生クリーム等)向け生乳について、<u>基準となる数量を上回って供給した場合に10円/kg(前年度の供給量を上回る部分には2円/kg加算し12円/kg)を交付する。</u>

(3) 脱脂乳需要創出緊急対策

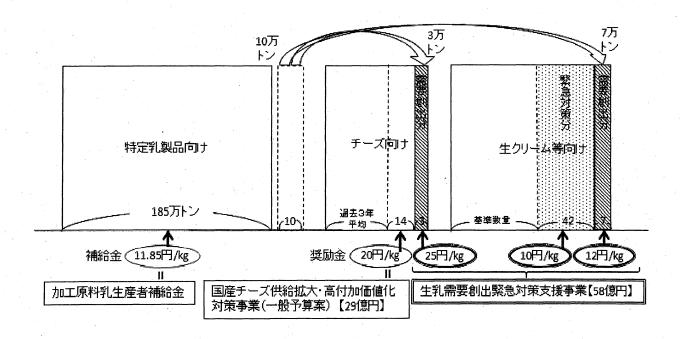
脱脂乳向け生乳について、<u>新たに需要を創出し供給を拡大する場合に12円/kgを交付</u>する。

3 事業実施主体

指定生乳生産者団体、全国連、民間団体

4 所要額(補助率)

5,800百万円 (定額)



鶏卵需給安定緊急支援事業(新規)

1 事業の目的

飼料価格が依然として高止まりしている中、厳しい経済情勢を反映して鶏卵価格が低落しており、養鶏農家の経営が悪化している。こうした中、卵価の低落により成鶏の更新が滞っており、老鶏から品質の低い鶏卵が生産され、これが卵価を一層下落させるという悪循環に陥っている。

また、消費者が鶏卵の安全性や品質に対して高い関心を有していることを 踏まえれば、鶏卵の安全性の確保や表示に関する正しい知識の普及を行うこ とが、鶏卵の需給・価格の安定を図る上で極めて重要となっている。

このため、成鶏の更新を促進し、併せて空舎期間の延長を図ることにより、 鶏卵需給の安定を図る。また、生産者自らによる需要に見合った生産や、鶏 卵の適正表示の啓発・普及等を推進する。

2 事業の内容

(1) 成鶏更新緊急支援事業

鶏卵生産者が成鶏を出荷し、その後長期の空舎期間(60日以上)を設けて衛生環境の向上を図る場合、当該生産者に対し奨励金(1羽100円以内、鶏舎収容可能羽数10万羽未満者には1羽46円以内を加算)を交付する(鶏舎収容可能羽数10万羽未満者への加算分の総額は5億円を限度とする)。

(2) 鶏卵需給安定推進事業

生産者が自ら行う需要に見合った生産への取組を支援するとともに、鶏卵の適正表示の啓発・普及等を推進する。

- 3 事業実施主体 民間団体
- 4 所要額(補助率) 3,654百万円(定額、1/2以内)

多様な酪農経営実現支援事業 (組替)

1 事業の目的

多様な酪農経営の実現により所得の向上を図るためには、それぞれの生産者が目指す経営方向に適した牛群を効率的に整備していく必要がある。

このため、生産者が目指す経営方向に適した牛群の整備のために必要な遺伝資源の活用や基礎情報の取得、飼養管理技術の向上等を図り、多様な酪農経営の推進を図る。

2 事業の内容

(1)特徴ある乳用種遺伝資源活用対策

生産者が目指す経営方向に適した牛群への再編を加速するために必要な受精 卵等優れた遺伝資源を導入する場合に支援を行う。

①優良受精卵導入

50千円/個

②性判別優良受精卵導入

65千円/個

③供卵牛借り上げ

75千円/頭

(2) 改良基礎情報取得等対策

生産者が目指す経営方向に適した牛群を整備(弱点となっている形質の改良) していくために必要な基礎情報の取得と飼養管理技術の向上を図るための以下 の取組に対して支援を行う。

- ①生涯生産性等の評価に必要な乳用牛の体型データの収集分析・指導
- ②無駄のない飼養管理の実現に必要なデータ (飼料給与、繁殖等) の収集分析 ・指導

(3)性判別精液生產拡大対策

優良な後継牛を効率的に確保するため、乳用牛雌性判別精液の受胎率等の調査を行うとともに、性判別精子生産機器の導入等に対して支援を行う。

- 3 事業実施主体 民間団体
- 4 所要額(補助率) 593百万円(定額、1/2以内)

酪農経営安定化支援ヘルパー事業(組替)

1 事業の目的

酪農ヘルパー要員の養成、傷病時利用の円滑化等により、酪農ヘルパーの利用促進を総合的に推進し、ゆとりある持続性の高い酪農経営の実現に資する。

- 2 事業の内容
 - (1) 酪農ヘルパー要員の養成 ヘルパー要員の養成研修を開催する。
 - (2) 酪農ヘルパー要員の雇用環境の整備(拡充)
 - ① 雇用後1年以内のヘルパー要員に対し実践研修を行う利用組合に対して、ヘルパー要員の住宅・通勤手当の一部を助成する(33千円/月以内)。
 - ② ヘルパーの傷害補償のための保険加入を促進する。
 - (3) 傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化(拡充)

傷病時にヘルパーを利用した場合に、積立金の取崩しにより利用料金を軽減する互助制度を実施する利用組合又は都道府県団体を支援する。

- ① 傷病時のヘルパー利用料金を軽減する場合に係る費用の一部を助成する。 ア 助成対象とする傷病等に、忌引き、父母等の病気見舞いに伴う里帰りを追加。
 - <u>イ 互助組織を統合した場合、当該年度に限り補助率を1/2以内から2/3</u> 以内に引き上げ。
- ② ヘルパーの利用に起因して発生する利用農家の財物の破損等を賠償する保険料の一部を助成する。
- (4) 酪農ヘルパー制度の高度化 利用実態等調査、優良事例発表会等を実施する。
- (5) 新規就農・経営継承推進

新規就農希望者・経営移譲希望者の紹介等を行い、新規就農及び円滑な経営継承を推進する。

- 3 事業実施主体 都道府県団体、民間団体
- 4 所要額(補助率) 337百万円(定額、1/2以内、2/3以内)

牛乳乳製品消費拡大特別事業

1 事業の目的

飲用牛乳等の消費が減少していることを踏まえ、牛乳・乳製品の消費拡大対策を総合 的に推進し、もって我が国の酪農・乳業の発展に資する。

2 事業の内容

(1) 国産牛乳·乳製品需要喚起活動推進

国産牛乳・乳製品に対する需要を喚起するため、推進主体(酪農教育ファーム)となる酪農家の育成及び指導等に対する支援を行う。

(2) 牛乳・乳製品利用促進対策

製造・流通段階における品質管理の高度化、牛乳・乳製品を利用した料理講習会の 開催、牛乳販売店が行う需要促進活動、地域提案による需要拡大の取組に対する支援 等を行う。

(3) 新規需要開拓促進

牛乳・乳製品における新規需要の調査・利用促進、地域の独創的な商品の普及、特 徴ある新商品開発の促進等に対する支援を行う。

- 3 事業実施主体 民間団体
- 4 所要額(補助率) 402百万円(定額、1/2以内)

乳業再編整備等対策事業

1 事業の目的

国際化の進展や中小乳業メーカーの現状等を踏まえた乳業工場の再編合理化、生乳の 集送乳の拠点となる貯乳施設の集約化等を支援し、もって我が国酪農・乳業の安定的発 展に資する。

2 事業の内容

(1) 効率的乳業工場整備対策(拡充)

牛乳乳製品製造の合理化のため、県内及び広域の複数の乳業者が連携して行う乳業工場の新増設に要する経費を助成。(<u>学乳供給割合が高い乳業者どうしが再編により工場を新設する場合には廃止工場数を3工場から2工場に、増設する場合には2工場から1工場に緩和</u>)

(2) 廃止工場対策

製造を集約して合理化を図るため、乳業工場の廃業等に要する経費を助成。

(3) 共同配送施設整備対策

牛乳・乳製品の流通の合理化・効率化を推進するため、共同配送施設の整備に要する経費を助成。

(4) 集送乳合理化等推進整備(拡充)

余乳処理施設や大型貯乳施設等の整備に要する経費を助成するとともに、<u>地域にお</u>ける生乳流通効率化構想の策定等に要する経費を助成。

- 3 事業実施主体 中小乳業メーカー、指定生乳生産者団体、民間団体等
- 4 所要額(補助率) 1,833百万円(定額、1/2以内、1/3以内)

多様な肉用牛経営実現支援事業 (組替)

1 事業の目的

肉用牛生産が中山間地域の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしていることを踏まえ、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援、地域の特色ある肉用牛振興対策等を実施することにより、多様な肉用牛経営の実現を図る。

2 事業の内容

(1) 新規参入円滑化等対策

農協等が飼養管理施設等の整備を行い、繁殖経営への新規参入者に貸し付けを行う 場合に支援等を行う。

(2) 肉用牛改良增殖強化対策

生産性の高い種雄牛作出のための計画交配や候補種雄牛の適切な能力評価を行うための集中的な後代検定、新たに選抜された種雄牛の利用を推進するとともに、枝肉情報の収集・分析等により種畜の能力評価の精度向上を図る。

(3) 肉用牛生產基盤強化対策

生産者集団等が行う肉用牛ヘルパーの推進、経営内一貫経営の導入、中核的な繁殖 経営の育成などの総合的な取組の支援等を行う。

(4) 地域の特色ある肉用牛振興対策

地方特定品種の生産基盤の維持・強化や放牧利用の推進、離島等及び山振地域にお ける肉用子牛の集出荷を促進するための取組等に対して支援を行う。

(5) 肉用牛流通促進対策

家畜商組合等が行う肉用子牛の預託や家畜流通の円滑化を図るための取組の支援等を行う。

(6) 大規模公共牧場肉用牛資源供給拡大対策

大規模な公共牧場を活用した肉用牛供給拡大のための取組の支援等を行う。 (継続実施分のみ)

- 3 事業実施主体 民間団体
- 4 所要額(補助率) 2,900百万円(定額、1/2以内等)

地域養豚振興特別対策事業

1 事業の目的

我が国の養豚振興を図るためには、有用な遺伝資源を活用しつつ、付加価値 化の推進や生産性の向上等を進める必要がある。

このため、豚の改良において遺伝的能力評価が進展しつつある状況を踏まえ、 肉豚生産の基礎となる種豚の改良のスピードアップや消費者ニーズに対応した 肉質等に優れた種豚の維持・確保を図る。

2 事業内容

生産者集団が遺伝的能力評価を効率的に行うため、生産者間の豚の血縁関係の構築に必要な種豚を導入することにより、正確な評価値で種豚の選抜、淘汰、導入を行い組織的な改良、効率的な生産体制を構築する。

- 3 事業実施主体 民間団体
- 4 所要額 172百万円(定額、1/2以内)

国産食肉需要構造改善対策事業

1 事業の目的

食料自給率の向上を図る上で、需要全体に占める国産食肉のシェアを拡大することが重要となっている。また、飼料価格の高止まり等を背景に肉用牛や養豚の経営が悪化している中、我が国の畜産経営の安定を図る上で最終商品である国産食肉の需要拡大が必要となっている。

一方、食肉は生活習慣病の主要な要因のひとつと言われるなど栄養・機能面での誤解が根強いほか、牛肉については、BSEの発生以降、その安全性等について未だ消費者の十分な理解が得られず、消費水準はBSE発生以前の水準を下回っている状況にある。

このため、国産食肉の販路の拡大、消費者と連携した産地開発、不需要部位の有効利用等による国産食肉の需要の喚起を図るとともに、併せて国産食肉に関する正確な知識の普及等を通じた消費者等の誤解の払拭と一層の理解醸成を推進する。

2 事業の内容

(1) 国産食肉の販路開拓・販売強化

国産食肉の販路開拓・販売強化を図るため、輸出先国政府関係者の招へい等による海外販路の拡大、試験販売等生産者自らによる販路拡大、消費者団体との連携強化を通じた産地開発、自給飼料を多給したサシの少ない牛肉など消費者ニーズを反映したブランド化等の新たな取組を支援する。

(2) 国産食肉の国内需要の喚起

国産食肉の国内需要を喚起するため、食肉事業者による不需要部位の商品開発、検索サイトを活用した外食需要の拡大等の取組を支援する。

(3) 国産食肉に関する知識普及・需要動向の把握

食肉の機能や栄養面に関する誤解、安全性への不安を払拭しつつ、国産食肉の消費拡大を図るため、食肉に関する学術情報、需要動向、消費者ニーズ及び優良販売事例を収集・分析するとともに、市民大学等を活用した知識普及、食品メーカー等と連携した情報提供等を推進する。

- 3 事業実施主体 民間団体
- 4 所要額(補助率) 900百万円(定額、2/3、1/2以内)

食肉等流通合理化総合対策事業

1 事業の目的

食肉等の消費・流通構造の変化に伴い、多様化・高度化している消費者・実需者 ニーズに即した流通システムの効率化等が求められている。

このため、生産と流通、加工が一体となった産地形成を図るため、産地食肉センター、家畜市場、食鳥処理施設等における機能向上のための整備を行うほか、牛原料と豚・鶏副産物原料の分別等BSE関連規制に対応したレンダリング施設の整備、牛せき柱の適正管理の推進、食肉処理・加工の効率化のための技術開発等を総合的に実施することにより、流通コストの低減を図るとともに、安全・安心な食肉等の流通体制の確立に資する。

2 事業の内容

- (1)食肉等流通合理化施設整備事業
 - ① 食肉流通施設整備

ア 産地食肉センターにおける高度加工の推進、衛生管理の向上等に必要な施設 の整備

- イ 産地食肉センターにおける輸出向け食肉の加工施設、豚由来のと畜残さの分 別施設の整備
- ウ 食肉の大規模物流施設の整備
- ② 家畜流通施設整備 家畜市場の機能の強化・高度化等に必要な施設整備
- ③ 鶏肉流通施設整備 衛生対策の強化、高付加価値化、処理コスト低減等を行うために必要な施設 整備
- ④ BSE対応新食肉流通体制整備 レンダリング施設における牛原料と豚・鶏原料の分別処理等に係る施設整備

(2) 食肉等流通合理化推進・促進事業

- ① 牛せき柱適正管理等対策 牛せき柱を適正に管理し、安全・安心な食肉等を供給するとともに、畜産残 さの有効利用に取り組む食肉事業者に対して促進費を交付
- ② 食肉処理効率化技術開発等対策 効率的なと畜解体・処理、廃棄物の減量化等に係る技術開発(継続分に限る)、 既存開発機器の普及・啓発等
- ③ 食肉取引円滑化対策 枝肉等の評価技術の普及、枝肉規格に係る課題の検討等

④ 畜産副産物需給安定対策

製造技術向上等のセミナー開催、未利用資源の発生状況の調査・分析、基盤強化のための検討会等の実施、肉骨粉等品質向上技術対策等

- ⑤ 衛生知識普及・啓発等対策 食肉等の衛生及び品質管理の向上等に関する知識の普及・啓発
- ⑥ 家畜市場流通促進対策

家畜市場における家畜流通の活性化及び適正な集出荷体制の整備のための検討会の開催、調査の実施、情報の収集・提供等

⑦ 鶏肉衛生管理等向上対策

食鳥処理場におけるHACCP方式による衛生管理手法の導入、流通段階を 含めた総合的な鶏肉の品質管理体制の構築に向けた取組の推進及び鶏肉の需要 ・価格動向等の調査・分析並びに関係者への情報提供、緊急時における食鳥の 集出荷・処理の円滑化を図るための取組等

- 3 事業実施主体 民間団体等
- 4 所要額(補助率) 2,770百万円(定額、1/2以内、1/3以内)

食肉流通改善総合対策事業

1 事業の目的

近年、牛海綿状脳症(BSE)、高病原性鳥インフルエンザの発生など食肉流通をめぐる情勢が極めて厳しい中で、消費者に安全・安心な食肉を安定的に供給していくことが大きな課題となっている。

このため、食肉流通の各段階において、食肉関係事業者の事業の適正化、業務の効率化、経営の安定・高度化等のための措置を講ずることにより、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1) 食肉卸売市場機能の強化

食肉卸売市場の公正な価格形成機能の維持・安定を図るため、食肉卸売市場の 基本的な機能である情報伝達、集分荷及び決済機能を強化するとともに、市場 における品質管理の高度化等を図る。

(2) 食肉卸売経営の体質強化

食肉卸売経営の体質強化による国産食肉の安定供給を図るため、食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融通に対する支援、産地情報の伝達機能の強化、高度な加工処理や新たなスペックの技術開発等を行う。

(3)食肉小売機能の高度化

食肉小売経営における消費者の信頼確保と安全・安心な食肉の供給を図るため、食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融通に対する支援、生産者の顔の見える食肉販売等を行う。

3 事業実施主体

2の(1): (社) 日本食肉市場卸売協会

2の(2):食肉卸売事業協同組合

2の(3):全国食肉事業協同組合連合会

4 所要額(補助率) 1,304百万円(定額、1/2以内)

国産飼料資源活用促進総合対策事業

1 事業の目的

我が国の畜産経営は飼料原料の多くを輸入に依存し、輸入とうもろこし価格の上昇等の外部要因に極めて大きな影響を受けている。

自給飼料基盤に立脚した畜産を確立するため、耕作放棄地等を活用した放牧の推進や優良飼料作物種子の利用による効率的な粗飼料生産を推進するとともに、コントラクター(飼料生産受託組織)の育成・拡大を図る。また、濃厚飼料についても、飼料用米の利用の拡大・定着により、自給可能な国産飼料の一層の生産・利用拡大を図る。

2 事業の内容

(1) 粗飼料自給率向上総合対策事業(拡充)

ア 放牧利用推進

我が国の粗飼料資源の効率的な利用を図るため、公共牧場における放牧集団の共同活動や、<u>耕作放棄地等を活用した放牧推進体制の構築を支援</u>することにより放牧利用を推進する。

イ 飼料作物種子の安定供給

飼料作物種子の安定供給を図るため、飼料作物種子の調整保管を行うとともに、 飼料用稲専用品種の種子について都道府県段階における種子生産を補完するための 全国段階での供給体制を確保する。

(2) 飼料増産受託システム拡大緊急対策事業

飼料生産を担う受託組織の育成を推進するため、作業受託を開始するコントラクターに対し、受託する作業面積に応じた助成を行う。

(3) 飼料用米導入定着化緊急対策事業(拡充)

飼料用米の低コスト生産技術の確立や、飼料用米を利用した家畜・畜産物に関する知見の集積を推進するため、<u>地域における栽培実証調査</u>や家畜・畜産物への影響調査を支援する。

- 3 事業実施主体 民間団体等
- 4 所要額 892百万円(定額、1/2以内)

家畜排せつ物利活用推進事業

1 事業の目的

先進的な家畜排せつ物の利活用の取組の拡大や、地域における家畜排せつ物の 利活用の指導体制の強化等を図り、畜産環境対策をめぐる新たな課題に適切に対 応する。

2 事業の内容

(1) 家畜排せつ物利用拡大支援事業

家畜排せつ物の利活用に関する先進的な取組を行う地区を整備するととも に、家畜排せつ物の処理・利用に関する技術や耕畜連携等に関するアドバイザ ーの育成等を実施する。

(2) 畜産環境・たい肥利活用調査支援事業

地域における畜産環境保全に関する現場指導や調査活動等を支援するととも に、たい肥の利用促進や畜産環境問題の解決に向けた優良事例等の調査・普及 を実施する。

- 3 事業実施主体
 - (1)家畜排せつ物利用拡大支援事業(財)畜産環境整備機構
 - (2) 畜産環境・たい肥利活用調査支援事業 民間団体
- 4 所要額(補助率) 270百万円(定額、1/2以内)

畜産高度化支援リース事業 (組替)

1 事業の目的

畜産経営の生産性向上、家畜排せつ物の利活用の推進、畜産経営における環境整備及び食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入を支援することにより、我が国畜産の安定的発展を図る。

2 事業の内容

(1) 畜産経営生産性向上支援リース

畜産農家等に対して、生産性向上に必要な施設等の貸付(リース)を行う。 (貸付物件の購入費の1/3を助成。)

(2) たい肥調整・保管施設リース事業

畜産農家等に対して、たい肥の調整・保管に必要な施設等の貸付(リース) を行う。(貸付物件の購入費の1/2を助成。)

(3) 畜産環境整備リース事業

畜産農家等に対して、畜産環境整備に必要な施設等の貸付(リース)を行う。

(4) 食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉処理、加工、販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等に必要な施設等の貸付(リース)を行う。

(5) 生乳流通効率化支援リース事業

生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化に必要な施設 等の貸付(リース)を行う。

3 事業実施主体 (財) 畜産環境整備機構

4 貸付枠

- (1) 畜産経営生産性向上支援リース事業
- (2) たい肥調整・保管施設リース事業
- (3) 畜産環境整備リース事業
- (4) 食肉販売等合理化施設整備リース事業
- (5) 生乳流通効率化支援リース事業
- 3,800百万円
 - 2,602百万円
 - 910百万円
 - 614百万円
 - 4 4 6 百万円

家畜飼料特別支援資金融通事業 (延長)

1 事業の目的

配合飼料価格の上昇に対応し、畜産経営に対する飼料購入に要する資金の融通 を行うことにより、畜産の安定的発展を図る。

2 事業の内容

配合飼料価格(補てん金を除く農家実質負担価格)が上昇し、畜産経営の経 営努力を踏まえても、生産費が収益を上回るような水準(指標として単位当たり 配合飼料価格の水準を設定)となった場合、限度額の範囲内において畜産経営に 対する飼料購入資金の融通を行う融資機関に対して利子補給を行うとともに、債 務保証に対する支援を行う。

- (1) 資金の使途 飼料費
- (2)貸付利率 0.80~1.05%(平成22年2月19日現在)

償 還 期 限	利率
7年以下	0.80 %
7年を超え8年以下	0.85 %
8年を超え9年以下	0.95 %
9年を超え10年以下	1.05 %

(3) 償還期限 10年(うち据置期間3年)以内

(4) 貸付限度額

肥育牛 : 100千円/頭

乳用牛 : 50千円/頭

繁殖雌牛: 12千円/頭

9千円/頭 豚 鶏 : 45千円/100羽

(5) 利子補給率 農業近代化資金の基準金利と貸付利率との差

(6) 債務保証に対する支援

当該資金を円滑に融通するため保証基盤へ助成を行う

- 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等 3 融資機関
- 4 事業実施主体

(社) 中央畜産会

5 融資枠 (平成19~22年度) 680億円

大家畜 · 養豚特別資金融通事業

1 事業の目的

負債の償還が困難な大家畜及び養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

2 事業の内容

- (1) 大家畜及び養豚経営に対して長期・低利の借換資金の融通を行う農協等融資機関に対して利子補給を行うとともに、債務保証に対する支援を行う。
 - ① 経営改善資金

毎年の約定償還額のうち当該年度において償還が困難なものを借り換える (ローリング方式)資金の融通等

② 経営継承資金

後継者が親等から大家畜経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括 して借り換える資金の融通

③ 債務保証に対する支援

上記①、②の資金を円滑に融通するため保証基盤へ助成を行う

④ 貸付対象者

ア 経営改善資金

「経営改善計画」を作成し、都道府県知事の承認を受けた経営

イ 経営継承資金

資金借受後に後継者が経営を継承する経営で「経営改善計画」を作成し、 都道府県知事の承認を受けた経営

(5) 貸付条件(利率は平成22年2月19日現在)

•	Q11X 11 (11-18-1)X111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
		経	営改善	資 金	<u>∠</u> 経営継承資金	
		一般	特認	残高借	與 腔呂恥承貝金	
	廣温期間 大家畜	15年以内		25年以	内	
	償還期間 養豚	7年以内		15年以	内	
	うち据置期間	3年以内		5 年以	内	
	貸付利率		1.	70%以内		
	利子補給率		1.	01%		

(2) 飼料費高騰に対する対策

貸付金利3%を超える既存畜特資金の金利相当額の助成

3 融資機関

農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体

(社)中央畜産会

5 融資枠 (平成20~24年度) 4 5 0 億円 (大家畜 4 0 0 億円、養豚 5 0 億円)

家畜疾病経営維持資金融通事業

1 事業の目的

畜産経営においてTSE (BSE、スクレイピー等)、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ、口蹄疫等広範囲に影響を与える家畜伝染病等が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

2 事業の内容

(1) 貸付対象者

① 経営再開資金 (発生農家を対象)

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経 営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者

② 経営継続資金 (移動制限区域内農家を対象)

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動 制限等により経営継続が困難となった者

③ 経営維持資金 (風評被害農家を対象)

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を 受けた者

(2) 資金使途

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再 開、継続及び維持に必要な営農経費

(3) 貸付条件(利率は平成22年2月19日現在)

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金	
貸付限度額	個人	(1頭当たり、100羽当たり)		
	2,000万円	乳用牛10万円、肥育月	月牛10万円、繁殖用	
	法人	雌牛5万円、肥育豚]	1万円、繁殖豚2万	
	8,000万円	円、家きん4万円、繁殖用めん羊及び山		
		羊1万円		
融資期間	5年以内	3年月	以内	
ようち据置期間	2年以内	1年月	以内	
貸付利率	1.4	75%以内	1.70%以内	
利子補給率	1.4	75%	1.01%	

3 融資機関

農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体

(社)中央畜産会

5 融資枠(平成21~22年度) 20億円

肉骨粉適正処分対策事業

1 事業の目的

肉骨粉は、本来、飼肥料等用原料として有用なものであるが、BSEの発生に伴い、牛への誤用を防止する観点から、飼肥料等用原料としての利用を一時停止しているところである。その後、豚・鶏由来肉骨粉については、その安全性が確認されたため、飼肥料等用原料への利用が解除されている。

こうした中、円滑な畜産副産物の処理を継続するため、肉骨粉の適正処分を推進し、と畜場機能の維持及び肉畜出荷の安定化を図るとともに、利用可能となった豚由来肉骨粉等の有効利用を促進する。

2 事業の内容

畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費を助成する。

- 3 事業実施主体 (社)日本畜産副産物協会
- 4 所要額(補助率) 6,456百万円(定額、10/10以内)

家畜防疫互助基金造成等支援事業

1 事業の目的

家畜の伝染病のうち、我が国に発生がなく伝播力が極めて強い口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザについては、周辺国において継続的に発生している。

万一、これらの伝染病が発生した場合に備え、発生時の経済的損失を互助補償する生産者が行う互助基金の造成に対する支援を行い、より一層の防疫措置の円滑化 及び異常発見時の早期の届出を促すこととし、もって畜産の安定的な発展を図る。

2 事業の内容

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ及び高病原性鳥インフルエンザに係る互助事業の普及・指導、互助基金の造成及び発生時の互助金の交付等を行う。

3 事業実施主体

(社) 中央畜産会、都道府県団体

4 基金規模

2,004百万円(うち国費 1/2以内)

国産畜産物安心確保等支援事業(組替)

1 事業の目的

家畜個体識別システムの円滑な運用の確保、BSE患畜が確認された場合の迅速な対応、高病原性鳥インフルエンザ発生時のまん延防止等への対応を支援することにより、国産畜産物の安心確保と安定供給に資する。

2 事業の内容

(1) 家畜個体識別システム定着化事業

家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を図るため、生産者等が 牛トレーサビリティ制度を的確に実施するための取り組みを支援する。

(2) 家畜飼養管理国際基準等対応推進事業

国際基準が検討されているアニマルウエルフェアについて的確に対応するため、我が国の飼養実態や科学的知見を踏まえた、日本独自の飼養管理指針の作成と普及啓発の実施を支援する。

(3) 高病原性鳥インフルエンザ防疫体制確立事業

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合及び発生のリスクが高まった場合に、まん延防止のため、養鶏等生産者団体による防疫体制の強化を支援する。

(4) BSE発生農家経営再建支援等事業

BSE発生農家等の経営再建を支援するとともに、BSE発生地域及びBSE患畜等が確認された食肉センター等への影響を緩和する。

(5) 産業動物獣医師修学資金給付事業

畜産現場で重要な役割を担うにもかかわらず、不足している産業動物 獣医師を育成・確保するため、修学資金を給付する。

(6) 生乳検査精度管理強化事業

生乳の成分、品質等の検査の精度向上と効率化のため、認証検査機関及び認証を受けようとする検査機関の検査精度管理の強化を支援する。

(7) 乳製品国際規格策定活動支援事業

乳製品に関する国際規格が、我が国における乳製品の製造・消費実態等を踏まえた、消費者利益を確保し、かつ国産乳製品の需要喪失を招かないものとなるよう、策定にかかる活動を支援する。

- 3 事業主体 民間団体等
- 4 所要額(補助率) 640百万円(定額、3/4以内、1/2以内)

21 年度と同額

平成22年度畜産物価格及び関連対策の概要

22 年度畜産物価格

加工原料乳生産者補給金制度 単価:11.85円/kg(21年度と同額)

限度数量:185 万トン(21 年度 195 万トン)

肉用子牛の保証基準価格等 黒毛和種:保証基準価格 310 千円/頭

合理化目標価格 268 千円/頭

交 雑 種:保証基準価格 181 千円/頭

合理化目標価格 138 千円/頭

乳 用 種:保証基準価格 116 千円/頭

合理化目標価格 83 千円/頭

食肉の安定価格 牛肉:安定上位価格 1,060円/kg

安定基準価格 815 円/kg

豚肉:安定上位価格 545 円/kg

安定基準価格 400 円/kg

鶏卵の補てん基準価格 181 円/kg (21 年度 191 円/kg)

主要な関連対策

1. 酪農関係

〇チーズ及び生クリームの緊急需要創出対策の措置

5 8 億円

需給緩和を踏まえたチーズ及び生クリーム等液状乳製品の需要創出を緊 急的に支援することにより、酪農経営の安定を確保

- ※平成22年度一般予算案において、国産チーズの供給拡大対策として別 途29億円を措置
- ※平成22年度一般予算案において措置
- 〇加工原料乳価格が低下した場合の補てんの継続 <u>(積立金総額)80億円</u> 加工原料乳価格が過去3年間の平均取引価格を下回った場合に補てん金 を交付するための積立金の一部(3/4)を助成
- 2. 肉用牛関係
 - 〇肉用子牛対策の見直し

142億円

肉用子牛生産者補給金制度を補完する2段階の事業について、全国一本の シンプルな仕組みに統合 〇肉用牛肥育経営安定対策の見直し

1, 028億円

(うち H22 年度 4-3 月分:846 億円、H22 年 1-3 月分:182 億円) 飼料高騰を踏まえた緊急措置である補完マルキンを、マルキンと統合する とともに、補てん金の算定方法を全国一本化

- 3. 養豚・養鶏関係
 - ○養豚経営安定対策の見直し

99億円

年間を通じて必要な場合に補てんする仕組みとするとともに、補てん金の 算定方法を全国一本化(国負担 $1/4 \rightarrow 1/2$)

○緊急的な鶏卵需給安定対策の措置

3 7 億円

成鶏のとう汰・更新対策を中心とした緊急的な鶏卵の需給安定対策を措置

- 4. その他(資金対策など)
 - 〇飼料資金の延長(1年間限り)

H19~22融資枠) 680億円

配合飼料価格上昇に対応して、19年度から3年限りとして措置した畜産経営に対する飼料購入に要する資金融通事業を延長

〇自給飼料対策や畜産環境対策の継続

(自給飼料関係) 9億円

(畜産環境関係)(貸付枠)26億円

コントラクターの育成や放牧の推進に対する支援、たい肥の調整・保管に 必要な施設等のリース方式による導入に対する支援を継続

○消費拡大対策の重点化

(牛乳<u>乳製品関係) 4億円</u>

(食肉関係)9億円

生産者自ら又は地域提案による販路拡大への取組や、海外における販路の 開拓への支援に重点化

〇ヘルパー対策の見直し

(酪農ヘルパー関係) 3億円

(肥育ヘルパー関係) 29億円の内数

酪農ヘルパー対策における互助制度支援を拡充するとともに、肉用牛ヘルパー対策に肥育経営を追加